

## II 学校安全の推進

学校安全は、児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。

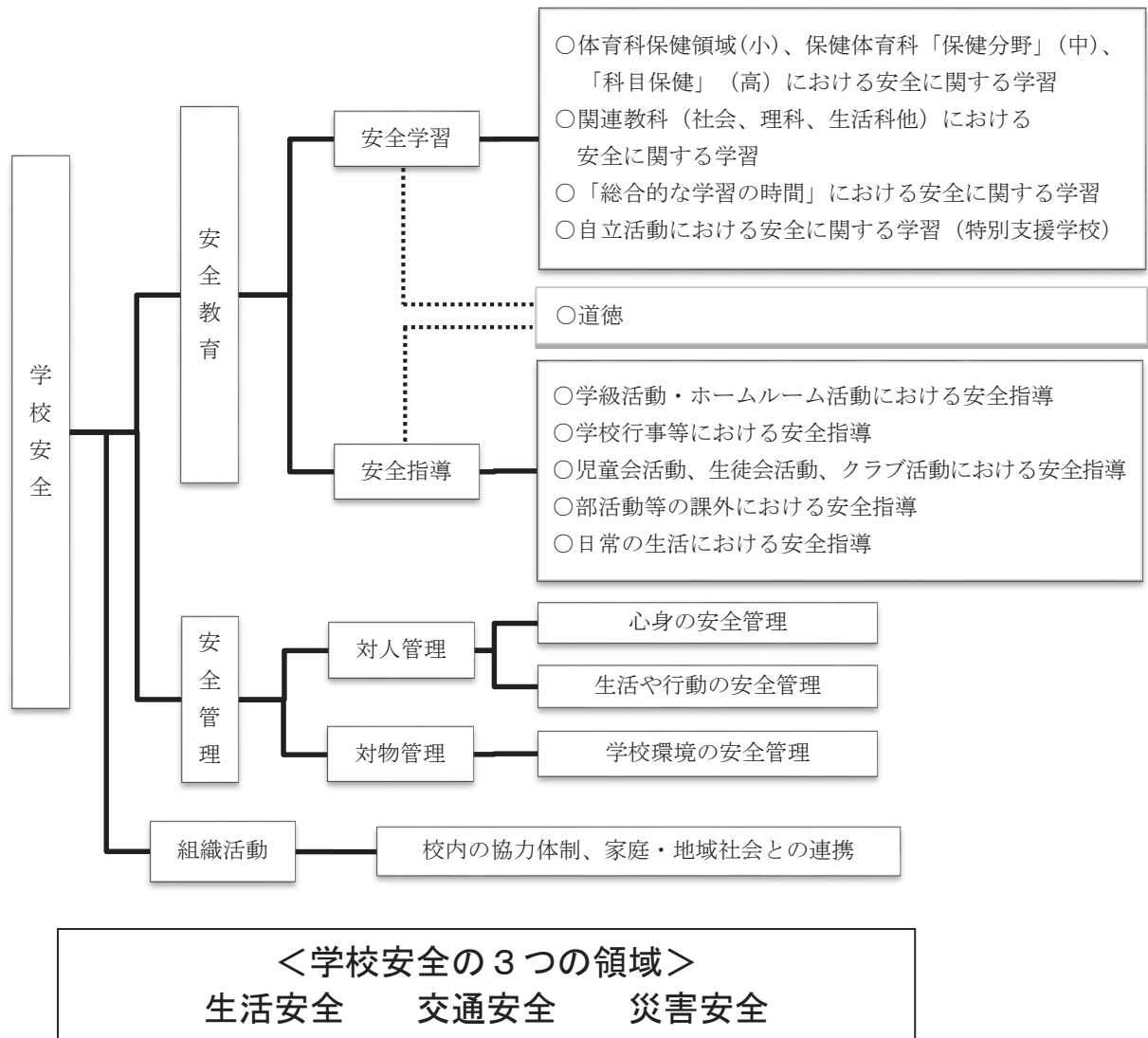
学校安全の活動としては、「安全教育」「安全管理」、そして両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」から構成されている。

**安全教育**には、安全について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする「安全学習」と、当面している、または近い将来当面するであろう安全に関する問題を取り上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度等の形成を目指して行う「安全指導」の側面がある。

**安全管理**は、児童生徒等の心身状態の管理、様々な生活や行動の管理からなる「対人管理」と学校の環境の管理である「対物管理」から構成される。

安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、学校の教職員研修、児童生徒等を含めた校内の協力体制や家庭及び地域社会との連携を深めながら、学校安全に関する「組織活動」を円滑に進めていくことが必要である。

また、学校安全は「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3つの領域から構成されている。「生活安全」では日常生活で起こる事件・事故・災害を、「交通安全」では様々な交通場面における危険を、「災害安全」では、地震、津波、風水害、雷、火山活動のような自然災害を取り扱う。



## 〈安全教育〉

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養うことを目指して行われるものである。

### ア 生活安全に関する内容

日常生活で起こる事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動できるようにする。

#### (危険の理解と安全確保)

- ・ 学校生活や各教科、総合的な学習の時間等の学習時における危険の理解と安全確保
- ・ 運動会、校内競技会等の体育的行事における危険の理解と安全確保
- ・ 遠足・旅行等、勤労生産・奉仕的行事等における危険の理解と安全確保
- ・ 登下校時、家庭生活等における危険の理解と安全確保
- ・ 事故発生時の通報と応急手当、救急救命（AED操作を含む）の対応
- ・ 誘拐、傷害等の犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域での犯罪被害の防止
- ・ 施設設備の状態の把握と安全な環境づくり

### イ 交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車等の利用ができるようにする。また、「交通の方法に関する教則」（国家公安委員会告示）の徹底や「埼玉県自転車安全利用の促進に関する条例」（平成24年4月施行）を推進する。

#### (危険の理解と安全な行動の仕方)

- ・ 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ・ 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- ・ 自動車の特性の理解（死角、内輪差等）
- ・ 交通法規の正しい理解と遵守
- ・ 運転者の義務と責任についての理解と安全な行動の仕方

### ウ 災害安全（防災）に関する内容

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにする。

#### (危険の理解と安全な行動の仕方)

- ・ 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・ 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・ 風水害、落雷等の自然災害等発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ・ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方と安全な行動の仕方
- ・ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ・ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ・ 災害時における心のケア

## 〈安全管理〉

児童生徒の安全を確保するための環境を整えることを目指して行われるものである。

事故の要因となる学校環境や児童生徒の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一事件・事故が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立する。

### ア 安全管理の留意事項

安全教育と安全管理の一体的な活動を展開することによって、はじめて学校における安全が確保できるものである。

安全管理は、結果として児童生徒の安全を確保することだけにとどまらない。安全管理における環境整備等は、児童生徒がより安全な行動を意志決定したり、行動選択したりすることを促すことにもつながる。

また、安全管理を行う主体は、原則として校長をはじめとする教職員であるが、児童生徒が安全管理に適宜参加することにより、児童生徒の身近な生活における安全管理の能力を向上させることも期待できる。

## イ 安全管理の内容

生活安全	<p>ア 施設・設備、器具、用具等の安全点検</p> <p>イ 各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項</p> <p>ウ 生活安全に関する意識や行動、事件・事故災害の発生状況等の調査</p> <p>エ 校内及び地域における誘拐や傷害等の犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項</p> <p>オ その他必要な事項</p>
交通安全	<p>ア 通学路の設定と安全点検</p> <p>イ 通学に関する安全の決まり・約束等の設定</p> <p>ウ 自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関する決まりの設定</p> <p>エ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査</p> <p>オ その他必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学に関しては、誘拐や傷害等の犯罪被害防止という生活安全の観点も考慮すること。</li> </ul>
災害安全	<p>ア 防災のための組織づくり、連絡方法の設定</p> <p>イ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保</p> <p>ウ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定</p> <p>エ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査</p> <p>オ 局地的大雨、落雷、突風・竜巻等による事故を未然に防ぐために、積極的な気象情報の入手とその情報の活用による安全の確保 ※1</p> <p>カ その他必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害安全では、自然災害以外の火災等も取り上げること。</li> </ul>
3領域にまたがる項目	<p>ア 学校環境の安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎内外等の安全管理</li> <li>・災害等の発生に備えた安全管理</li> </ul> <p>イ 事件・事故災害発生時の危機管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険等発生時対処要領（いわゆる危機管理マニュアル）の作成・周知</li> <li>・事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制</li> <li>・火災、地震、津波、風水（雪）害等災害発生時等の安全措置</li> <li>・学校への不審者侵入時の対応</li> <li>・登下校時における緊急事態発生時の対応</li> <li>・心肺蘇生の対応（AED操作方法を含む）及び応急手当による緊急時の対応力の向上と、学校種・学校の実態に応じたAED設置の工夫</li> </ul>

### ※1 天候急変に対する備え

- 天気予報と気象に係る警報、注意報等の情報収集
  - ・テレビ、ラジオ、PC、携帯端末、簡易型雷探知機等の活用
  - ・気象庁ホームページ「レーダー・ナウキャスト」の活用
  - ・目視、聴覚等で、雲の色、雷鳴、急激な気温の低下等への留意
- 入手した情報の周知
  - ・朝の職集や日報、出席黒板、移動式案内板などで、全職員に周知する。
  - ・警報や注意報が発令された場合、校内放送、小旗、移動式案内板などで、校舎内及び屋外の運動場等にも周知する。下校時に気象状況が急変した場合は、無理に下校させず、校内待機や集団下校、保護者への引き渡しなどを実施する。
- 部活動（校外での練習や練習試合等を含む）や校外活動での対応
  - ・気象の急変による計画の変更や中断・中止の判断基準と、それを判断する責任者を事前に確認しておく。
  - ・万が一の場合の避難方法やAED設置場所等の確認、安全対策を万全にしておく。
  - ・部活動等で他校と共に活動する場合は、予め前述の各校の責任者、引率者間で共通理解し、共通行動がとれるようにする。「積極的な気象情報の入手と活用について（通知）教保体第1297号 平成28年10月3日付 参照」

## 〈組織活動〉

### ア 校内の体制づくり

- 教職員の役割と校内の協力体制  
校務分掌、校内規程等における教職員の役割分担と責任の明確化
- 教職員の共通理解と研修  
事故防止や危機管理マニュアル等、学校安全に関する教職員の確かな共通理解  
教職員の安全に関する知識・技能を向上させるための研修の計画と実施

### イ 家庭・PTA、地域社会や関係機関等との連携

- 家庭・PTAとの連携  
学校での指導の定着・深化のための情報発信と家庭の実態・意識等の情報収集  
PTAとの協同による安全に関する行事やパトロール等の取組の推進
- 地域社会や関係機関等との連携  
日頃からの相互の連絡  
各種行事等の実施における協力や情報提供

## 〈学校安全の根拠法令〉

### ○ 学校保健安全法（平成21年4月1日施行）

#### 第一章 総則

##### （目的）

- 第1条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

#### 第三章 学校安全

- 第26条 学校安全に関する学校の設置者の責務
- 第27条 学校安全計画の策定等  
※安全教育、安全管理、組織活動を内容とした総合的な計画の策定
- 第28条 学校環境の安全の確保
- 第29条 危険等発生時対処要領の作成等  
※いわゆる危機管理マニュアルの作成
- 第30条 地域の関係機関等との連携

### ○ 学校保健安全法施行規則（平成21年4月1日施行）

#### 第六章 安全点検等

- 第28条 安全点検  
※每学期1回以上の安全点検の実施  
※必要があるとき、臨時の安全点検の実施（第2項）
- 第29条 日常における環境の安全  
※日常的な（安全）点検の実施

### ○ 小学校学習指導要領 第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針 3

（中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領で同様の規定）

## ○ 消防法施行令 【避難訓練等を実施する根拠】

### 第1章 火災の予防

#### 第3条の2 防火管理者の責務

2 防火管理者は、消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び整備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

〈学校事故対応に関する指針〉（平成28年3月31日 文部科学省初等中等教育局長）

## ○ 指針のポイント（概要）

### 1 事故発生の未然防止のための取組

- ・教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- ・安全教育の充実、安全管理の徹底
- ・事件事例の共有（情報の集約・周知）、緊急時対応に関する体制整備
- ・保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備
- ・学校の設置者として必要な指導・助言の実施

### 2 事故発生後の取組（初期対応）

- ・応急手当の実施
- ・被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応
- ・学校の設置者等への事故報告、支援要請
  - 【対象となる事故】 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故
  - 【報告先】 市区町村立学校（指定都市立学校を除く。）の事案の場合は、都道府県教育委員会に報告。死亡事故については、国まで報告する。
- ・学校による基本調査の実施（教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告）
- ・学校及び設置者は、調査着手から1週間以内を目安に、最初の説明を被害児童生徒等の保護者に実施

### 3 詳細調査への移行の判断

- ・学校の設置者による詳細調査への移行の判断（被害児童生徒等の保護者の意向に十分配慮）
- ・少なくとも以下の場合には詳細調査実施
  - ①教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
  - ②被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
  - ③その他必要な場合
- ・学校の設置者による中立的な立場の外部専門家等調査委員会の設置および実施

### 4 再発防止策の策定・実施

- ・学校及び学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価を実施

### 5 被害児童生徒等の保護者への支援

- ・被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート
- ・児童生徒等、被害児童生徒等の保護者、教職員に対する心のケア
- ・災害共済給付の請求
- ・コーディネーターによる事故対応支援（コーディネーター役は、事故対応の知見を有する都道府県又は市区町村の職員又は事故対応に精通した学識経験者が想定される。）

# 1 安全教育

## (1) 生活安全教育

### ア 現 状 (不審者被害の内訳)

(平成29年1月31日現在)

校 種	小学校		中学校		高等学校		合 計	
	項目 \ 年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
学校侵入	0	0	0	1	0	4	0	5
通り魔 (猥褻を含む)	3	1	1	2	1	8	2	2
連れ去り	0	1	0	1	1	0	1	2
その他	0	0	0	0	0	1	0	1
合 計	3	2	1	4	1	9	1	0

※特別支援学校児童生徒は、該当する校種に含む。

(参考) 脅迫・爆破予告等の件数

校 種	小学校		中学校		高等学校		合 計	
	項目 \ 年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度
脅迫・爆破予告等	3	4	0	5	1	4	4	1

※脅迫・爆破予告等の校種別の件数は内容によるカウント

(例：同一事件で、小学校・中学校が共にかかわる場合は、それぞれにカウント)

※さいたま市を除く。

### イ 課 題

- (ア) 児童生徒の防犯意識と実践力を向上させるための指導時間等の確保と指導内容・方法の工夫・改善を図ること。
- (イ) 教職員の危機管理意識の向上や、危機管理体制を確立するための、研修の充実を図ること。
- (ウ) 関係機関や地域との連携を図ること。

### ウ 対 策

- (ア) 学校安全計画や年間指導計画の見直しを行う。
  - 児童生徒の実態や発達の段階に応じた指導内容を選択し、指導内容に応じた指導時間(一単位時間の指導、短時間での指導)を配当する。

・安全教育指導資料(平成22年3月埼玉県教育委員会)の活用(第2章生活安全 p.24~31)

- 家庭・地域・関係機関と連携した実践的な防犯訓練等の計画を位置付け実施する。
- (イ) 教職員研修の実施と家庭・地域、警察等の関係機関と連携した取組の充実を図る。
  - 教職員等の研修(防犯訓練を含む)を学校安全計画へ位置付ける。
  - 近隣の学校間(幼保・小・中・高等学校・特別支援学校等間)及び警察署等における情報の共有化ならびに情報交換体制を整備する。

・「防犯速報」(埼玉県警察本部生活安全企画課発行)の活用  
・埼玉県警察本部ホームページからの情報収集  
・埼玉県県民生活部防犯・交通安全課ホームページからの情報収集

- (ウ) 保護者・地域住民の参加や警察等の関係機関と連携・協力により、地域安全マップの見直しや防犯教室等を実施する。
  - スクールガード・リーダーやスクールガード、「子ども110番の家」等との連絡・協力体制を整備し、一層の連携を強化する。

### 1 防犯に関する指導の実施

- 防犯（不審者対応を含めた）に関する指導が、学校安全計画に位置付けられ、計画的・継続的に行われているか。
- 家庭・地域・関係機関と連携し、保護者や地域住民等が参加する防犯教室・防犯訓練を実施したか。
- 地域安全マップの作成・見直しを行い、子供や保護者、地域に周知したか。

### 2 不審者対応の危機管理体制の整備・確立

- 不審者対応の危機管理マニュアルの見直しを行ったか。
- 不審者侵入等の緊急事態発生時の対応及び情報伝達・連絡・報告等の情報共有体制は整備されているか。
  - ・校内の教職員や子供への情報伝達
  - ・児童生徒の安全確保
  - ・負傷者等の応急手当、医療機関への搬送等の対応
  - ・保護者、警察・消防署等の関係機関、教育委員会への連絡・通報・報告
- 登下校時や校外学習時の緊急事態発生時に、「子ども 110 番の家」や地域の人が、子供の避難誘導や通報を行う体制を整備しているか。
- 緊急対応後の処理・措置（情報の整理と提供、保護者への説明等の事後対応、再発防止対策検討、教育再開準備、心のケア等）を行うための事件・事故対策本部を速やかに開設できるようにしているか。
- 危機管理体制が機能する教職員研修を実施したか。
  - ・教職員間の情報伝達訓練や警察・消防署等への通報訓練
- 不審者を早期に発見する体制を整備しているか。
  - ・「関係者以外立入禁止」の立札や看板等による案内・順路指示、入口受付等の明示
  - ・不審者との区別をするための来訪者の名札着用
  - ・来訪者への、教職員の積極的な挨拶、声かけ（用件を聞く等）
  - ・敷地や校舎への動線を管理可能なものに限定するための、登下校時以外の門扉管理（門を閉める・施錠する等）
  - ・校門、フェンス、外灯（防犯灯等）、校舎の窓、校舎の出入口、鍵の状況、非常通報装置や防犯カメラ（設置のある場合）等の定期的な点検・補修

### 3 情報収集・把握ができる体制の整備

- 不審者情報を共有する体制を整備したか。
  - ・校内での、教職員が情報共有する体制
  - ・近隣の学校（幼保・小・中・高・特別支援学校）との情報共有ができる連絡体制
- 緊急時の対応に備えたか。
  - ・警察等の関係機関、保護者、地域の人、近隣の学校・幼稚園等と連携して、学校周辺における不審者の情報が把握できる体制

### 4 登下校時の安全確保

- 通学路の安全点検を実施したか。（通学路指定の有無を問わず）
- 「子ども 110 番の家（ひなんじょ）」等の緊急避難できる場所を、子供一人一人に周知しているか。
- スクールガード・リーダー、スクールガードをはじめとする、保護者や地域の方々等の協力によるパトロール等を実施しているか。

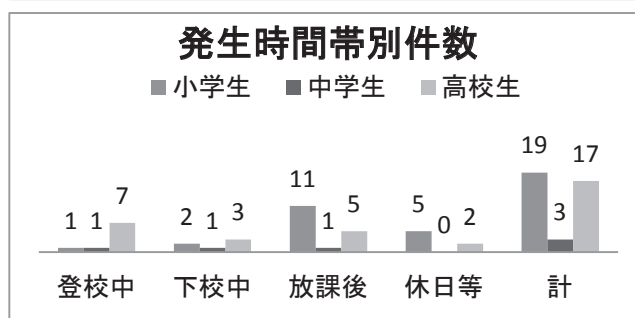
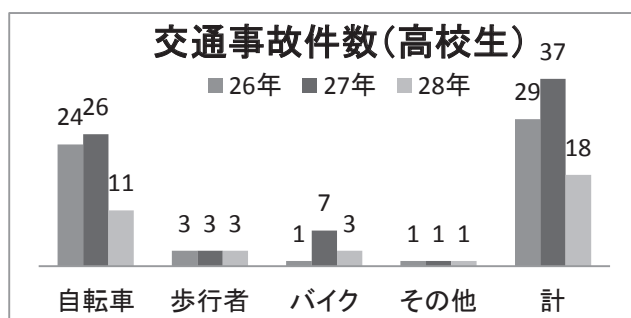
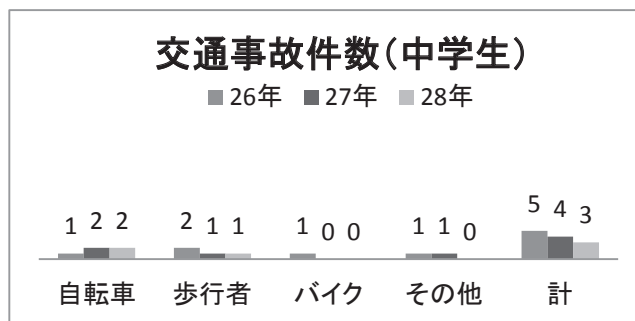
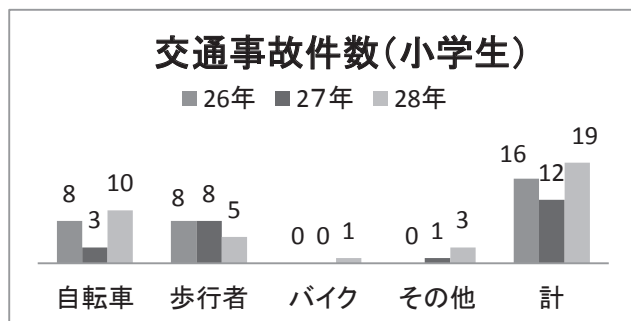
### 5 学校開放等における安全確保

- 開放部分と非開放部分との区別を明確にし、非開放部分への不審者侵入防止のための方策（施錠等）を講じているか。
- 学校に設置されている A E D の設置場所を、利用者が分かりやすい場所に表示（掲示）しているか。

## (2) 交通安全教育

### ア 現 状

(平成29年1月31日現在)



- 〈小学生〉
  - ・事故総数は、3年連続減少から、増加に転じた。
  - ・自転車乗車中の事故が、前年比7件増加した。
- 〈中学生〉
  - ・事故総数は、6年連続減少した。
- 〈高校生〉
  - ・事故総数が、19件減少した。
  - ・事故総数に占める自転車乗用中の事故の割合が高い。

## イ 課 題

### (ア) 自転車交通事故防止

- 自転車交通事故の原因

自転車乗車中の事故において、児童生徒に過失があった事例では、そのほとんどが**道路への飛び出し、安全不確認、前方不注視、一時不停止**によるものである。自転車は軽車両であり、自転車を運転する者は車両運転者であることの指導を十分に行う。

- 自転車による加害交通事故防止の徹底

加害事故には「**刑事上の責任**」、「**民事上の責任**」、「**道義的責任**」が発生することについての理解を深めるとともに、実際に発生した事故の事例を用いて事故の原因を探る等、事故を回避する行動力を高めるための学習を充実させる。また、高齢者の行動特性を理解し、思いやりをもって自転車を運転する態度を培う指導を行う。

### (イ) 安全行動の実践化

「交通事故防止 5つの行動（**もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる**）」を利用して、交通安全指導を日常から繰り返し粘り強く行う。

### (ウ) 危険予測・危険回避能力の向上

- 交通事故原因に対する対策

交通事故は児童生徒の過失（一時不停止、飛び出し等）によるものが多いことから、日常から身の回りの危険を予測し、危険を回避する実践力を向上させるための学習を充実させる。



## ウ 対 策

- (ア) 学年・発達の段階に応じた系統的な指導計画を作成し指導時間を確保する。
  - 自転車交通安全教室等、各学校での指導内容・方法の工夫
- (イ) 調査・実験等を取り入れた体験的、課題解決的な学習を導入する等、効果的指導方法の工夫と改善を行う。
  - 「安全教育指導資料」(平成22年3月 埼玉県教育委員会)の活用
  - 身近な事故例(事故箇所)や交通事故データ等を活用した指導
  - 「事件事故発生マップ」(埼玉県警ホームページ)の活用
  - 「カーナビデータ(急ブレーキ発生箇所図、平均走行速度図)」の活用(平成25年1月 埼玉県教育委員会配布)
  - 改正道路交通法による自転車運転者講習制度(平成27年6月1日施行)の周知
  - 埼玉県スマホアプリ「ポケットブックまいたま」(平成28年1月15日 埼玉県)
- (ウ) 学校、家庭、地域、関係機関等が連携・協力した指導を実施する。
  - 「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」(平成24年4月1日施行)を周知
  - 自転車による損害賠償保険等への加入の必要性の啓発
  - 自転車乗用中のヘルメット着用を啓発

## 評 価

- 1 交通安全指導が、学校安全計画及び関連教科等の年間指導計画に位置付けられ、指導時間の確保・工夫により実施されているか。
  - 学級活動・LHRの時間の指導が計画的に行われているか。
  - 登下校時、SHR等に継続した交通安全指導が実施されているか。
- 2 危険予測、危険回避、体験を重視した訓練や実習を取り入れた指導の工夫がされているか。
- 3 家庭・地域社会と連携するための情報発信(学校便り等)をするとともに協力要請を行っているか。
  - 保護者や地域への日常的な啓発が行われているか。
  - 保護者や地域、市町村関係課、警察署と連携した取組を行っているか。

## (3) 災害安全教育

### ア 現 状(防災教育・防災指導の実施状況)

- (ア) 地震災害に備える取組は、全校種とも確実に実践されている。
- (イ) 突風・竜巻、大雨・豪雨、落雷に対する取組の実施状況は、以下のとおりである。これらの自然災害は毎年大きな被害をもたらしており、備えが必要である。

【平成28年度学校健康教育実践状況調査から】

内 容 \ 校 種	小学校 (708校)	中学校 (356校)	高校(全日制) (138校)	高校(定時制) (24校)	特別支援学校 (41校)
突風・竜巻	408校	159校	28校	9校	11校
大雨・豪雨	321校	131校	21校	7校	4校
落雷	329校	148校	19校	5校	7校

- (ウ) 避難訓練だけでなく、引き渡し、救助等の訓練や講話の実施の他、災害を想定した図上訓練にも取り組み始めている学校もある。

### イ 課 題

- (ア) 学校安全計画に基づく計画的な防災教育を実施すること。  
火災・地震に限らず、異常気象(竜巻・突風・落雷・大雨など)や津波から身を守るための防災教育の実施についても留意すること。
- (イ) 自ら危険を予測し、回避するために主体的に行動する態度を育成すること。
- (ウ) 家庭や地域・関係機関等との連携による防災教育の推進に努めること。

## ウ 対 策

### (ア) 児童生徒、地域の実態に応じて、適切な時期に計画的に実施する。

- 避難訓練の実施の時期は、法の規定及び児童生徒の実態、地域の実情に応じるとともに、年間を見通した実施がされるよう、季節や他の安全指導との関連を考慮して適切に設定する。
- 各教科等における、防災に関する内容（地震発生の仕組み、津波のメカニズム、地域の状況、応急手当、安全な行動の仕方、共助の精神等）に関する防災学習の時間を年間指導計画に位置付けて、確実に実施する。その際、扱う時期と項目を一覧にするなどして、発達の段階に応じた系統的な指導の実施について配慮する。

安全教育指導資料（平成22年3月 埼玉県教育委員会）第3章 学校安全計画 p44～49

### (イ) 様々な場面を活用し、訓練内容を充実させる。

- 自らがその場の状況に応じた適切な避難行動ができるように「緊急地震速報の報知音を利用した避難訓練」等の充実を図る。
- 訓練は、授業中だけでなく、休憩時間中等、様々な場面を想定して実施する。
- 訓練実施後は、必ず事後指導（振り返り）を行う。

平成28年度文部科学省委託事業 防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業報告書（平成29年2月 埼玉県教育委員会）

### (ウ) 学校間、保護者、地域等との連携を密にする。

- 災害発生時を想定した引き渡し訓練等を実施し、家庭との共通理解を図る。
- 消防署、各市町村の行政機関、地域の防災担当者等と連携した防災に関する取組を推進する。
- 各学校においては、避難所・避難場所の緊急施設として活用することができるよう、市町村、関係機関等との連携を図る。
- 自然災害（竜巻・突風・落雷・大雨・大雪・土砂災害・津波等）から身を守るための防災教育の充実を図る。

[県立学校版] 学校防災マニュアル～安心・安全な学校づくりのために～（平成23年改訂 埼玉県教育委員会）

[県立学校版：追加資料] 学校防災マニュアル～竜巻から児童生徒の安全を守るために～（平成25年 埼玉県教育委員会）

降雪の対応等に関する調査のまとめについて（平成26年 埼玉県教育委員会）

## 評 価

### 1 避難訓練の実施

- 避難訓練では、授業中・休み時間等、様々な場面を想定して実施したか。
- 避難訓練終了後は、事後指導（振り返り）を行っているか。
- 避難器具の使い方についての研修を行っているか。
- 訓練後、訓練の検証及び防災マニュアルの見直しを行っているか。

### 2 児童生徒の危機対応力

- 児童生徒が自ら考え、主体となって行動できるよう指導を行っているか。
- 登下校中に被災した場合の安全な行動についての指導を行ったか。
- 救急処置の方法について、発達の段階に応じた指導を行っているか。
- 社会の一員として活動すること（ボランティア精神等）に配慮した指導を行ったか。

### 3 家庭や地域・関係機関との連携

- 災害発生時における学校と家庭の共通理解が図られているか。
- 消防署、市町村の行政機関、地域の防災担当等との連絡体制が図られているか。
- 地域住民に、学校が避難所又は避難場所としての情報を発信しているか。
- 震災発生時、地域住民の避難について、市町村や地域の防災担当等と連携や調整を図り協力する体制が構築されているか。

## 2 安全管理

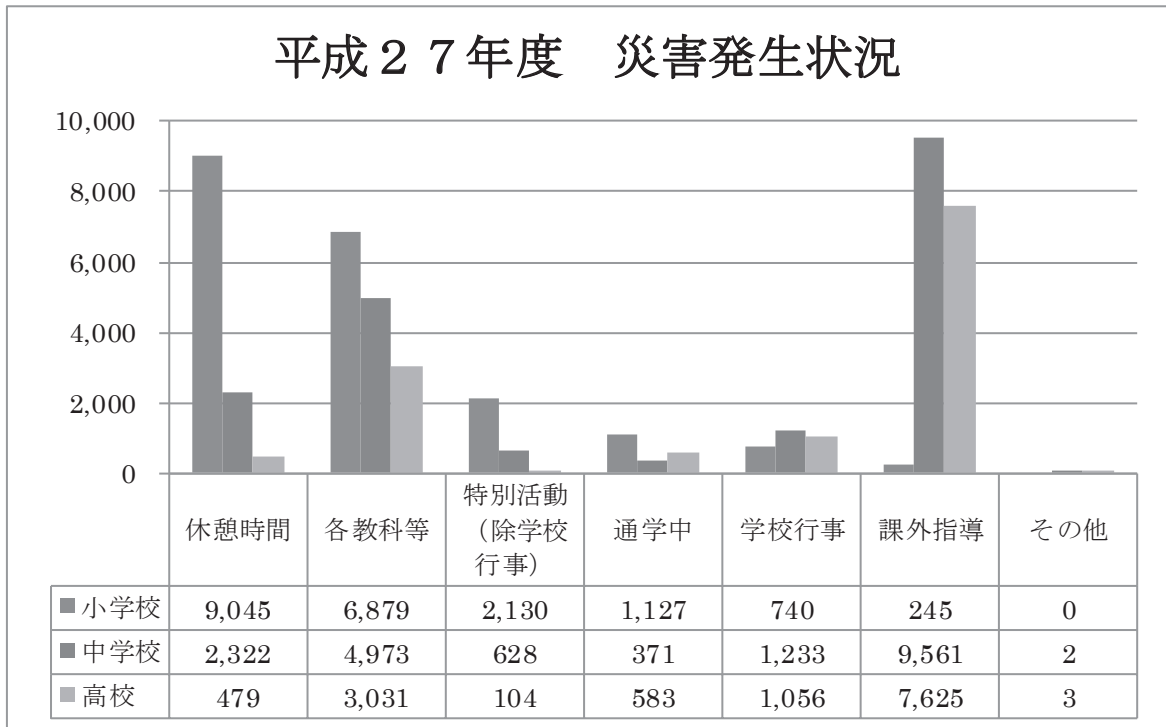
### (1) 安全管理の徹底

#### ア 現 状

(平成 27 年度学校管理下の災害発生状況：埼玉県)

#### (ア) 学校における負傷等の事故発生状況

独立行政法人日本スポーツ振興センター



#### (イ) 学校環境・通学の安全管理

##### ○ 安全点検の実施状況

(平成 28 年度学校健康教育実践状況調査結果)

	安全点検 (定期・臨時・日常)	通学路点検 (小、中学校のみ)
小 学 校	708 校 (100%)	708 校 (100%)
中 学 校	356 校 (100%)	※351 校 (100%)
高等学校(全・定)	162 校 (100%)	
特別支援学校	41 校 (100%)	

※通学路を指定していない中学校(5校)を除く。

#### (ウ) 事件・事故災害発生時の安全管理

##### ○ 危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の見直し状況

(平成 28 年度学校健康教育実践状況調査結果)

	行事(訓練)終了毎 防 災 / 防 犯	学期終了時 防 災 / 防 犯	年度末 防 災 / 防 犯
小 学 校	206 校 / 280 校	12 校 / 7 校	490 校 / 421 校
中 学 校	53 校 / 37 校	15 校 / 13 校	288 校 / 306 校
高等学校(全・定)	9 校 / 6 校	0 校 / 0 校	153 校 / 156 校
特別支援学校	8 校 / 13 校	0 校 / 0 校	33 校 / 28 校

## イ 課 題

### (ア) 事故の防止

重点：体育的活動(運動部活動を含む)及び休憩時間における運動・遊び

### (イ) 定期、臨時、及び日常点検の実施と迅速・適切な事後措置による環境整備

### (ウ) 通学手段に対応した安全管理の徹底

### (エ) 危機発生に対応できる組織づくりと連絡体制の整備

### (オ) 教職員の危機管理意識の向上

## ウ 対 策

- (ア) 各学校において事故発生状況の把握し、自校の児童生徒の行動などの実態に応じた安全管理を行う。
- (イ) 学校種、学校環境や地域の実情を考慮した安全点検表（対象や項目のチェックリスト）を作成又は見直すとともに、教職員全員による安全点検を確実にを行い、事後の措置を適切に実施する。また、防犯の観点からの安全点検も行う。
- (ウ) 通学の安全確保に当たっては、保護者、警察や地域の関係者等の協力を求めて、対策を講じる。また、中学校や高等学校における生徒の通学手段は自転車や電車等、多岐にわたるので、計画的な（定期的・継続的）安全指導を行う。
- (エ) 緊急事態に迅速・的確に対応し、児童生徒の安全を確保するためには、教職員一人一人がそれぞれの役割を十分に理解し、お互いに連携を図りながら臨機応変に対応できるよう、防犯訓練、研修会等で教職員の共通理解を図る。
- (オ) 訓練等をもとに「危機管理マニュアル」の見直し・改善を定期的に行う。

### ＜危機管理マニュアル見直し・改善のポイント＞

- 1 人事異動等による分担や組織の変更に対応しているか。
- 2 施設設備や通学路、児童生徒の状況変化はないか。
- 3 地域や関係機関等との連携に変更（連絡先、担当者等）はないか。
- 4 防犯訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見はなかったか。
- 5 先進校の事例や社会情勢の変化等から自校に不足している項目はないか。

「学校の危機管理マニュアルー子どもを犯罪から守るためにー」（文部科学省）から

## 評 価

次の視点で安全管理の実施状況を評価する。

### 1 安全管理の計画や体制

- 安全管理に関するマニュアル等は、適切に機能するように作成及び見直しを行っているか。

### 2 学校生活の安全管理

- 児童生徒の安全に係る行動の実態や事故の発生状況を把握し、安全管理や安全指導に役立てているか。

### 3 学校環境の安全管理

- 安全点検を確実に実施し、危険箇所等への適切な措置を行っているか。
- 定期的に安全点検表の見直しを行い、危険個所の把握ができているか。

### 4 通学路の安全管理

- 通学路の点検とともに、地域安全マップの作成・見直し等により、登下校時の安全確保をしているか。

### 5 事件・事故、災害発生時の安全管理

- 危険等発生時の応急手当（救急）や通報、緊急連絡体制が確立されているか。
- 危機管理体制について、教職員が理解し適切な対応ができるように、研修や訓練を実施し、危機管理能力向上を図っているか。
- 保護者への説明やマスコミ対応等の方策は万全か。